表新宿駅周辺地域の項中「特別区道二十一―千二百七十一の起点を起点とし、順次同特別区道及び特別区道二十一―千三百四十を経て同特別区道と同区と中野区との区界線との交会点に至る道路の中心線以南の区域」を「一番及び十九番から二十二番まで」に改める。

表渋谷駅周辺地域の項中「東京都市計画道路補助線街路第六十号線」の下に「の中心線に相当する線」を、「の線」の下に「に相当する線」を、「至る線（」の下に「都市計画道路以外の」を加える。

表横浜駅周辺地域の項中「横浜駅周辺地域」を「横浜都心・臨海地域」に、「高島二丁目並びに」を「高島一丁目及び二丁目」に、「以北の区域に限る。）の」を「以北の区域に限る。）並びにみなとみらい一丁目から六丁目までの区域、桜木町四丁目から七丁目までの区域（一般国道十六号線以東の区域に限る。）、市道栄本町線（みなとみらい大橋の区域に限る。）の区域並びに横浜国際港都建設計画道路三・一・七号栄本町線支線一号線の区域に相当する区域及び同都市計画道路の整備に関連して埋立てを実施する横浜港港湾計画に定める」に改め、同項地域の欄に次のように加える。

横浜市中区の区域のうち、内田町の区域、桜木町一丁目から三丁目までの区域（一般国道十六号線以東の区域に限る。）、海岸通五丁目並びに北仲通五丁目及び六丁目の区域並びに本町五丁目及び六丁目の区域（一般国道百三十三号線以北の区域に限る。）

表横浜みなとみらい地域の項を削る。

表川崎殿町・大師河原地域の項中「市道中瀬第十号線」を「市道旭町第十三号線」に改め、「一般国道四百九号線」の下に「、市道中瀬第十四号線、京浜急行電鉄大師線の中心線、市道東門前第十一号線、市道大師河原第四号線、県道東京大師横浜線、一般国道四百九号線、東日本旅客鉄道東海道貨物支線の西側端線、市道皐橋水江町線、市道殿町夜光線、小島町と夜光一丁目との境界線、末広運河」を、「至る」の下に「線（」を加え、「の中心線」を「にあっては、その中心線）」に、「殿町三丁目二十六番及び二十七番並びにこれらの区域に隣接する道路」を「臨港地区（小島町の区域に限る。）」に改める。

表名古屋駅周辺・伏見・栄地域の項中「市道武平町線と一般国道十九号線」を「市道泉第七号線と市道外堀相生町線」に、「同国道」を「同市道、市道外堀町通、市道大津通、一般国道十九号線」に、「市道牛島町第四号線」を「市道輪ノ内町第七号線、市道西藪下輪ノ内町線、市道菊井一丁目第一号線、市道則武新町三丁目第一号線、市道広井町線第一号、県道名古屋甚目寺線、市道牛島町第三号線」に改め、「市道牧野第四十六号線」の下に「の南側端線」を加え、「、名古屋都市計画道路三・三・十四椿町線の中心線に相当する線、名古屋臨海高速鉄道西名古屋港線、中村区下米野町一丁目五十五番一と同丁目五十五番二との境界線、市道向野橋線、市道東進船溜り西線、市道東進船溜り西線支線第一号」を「の南側端線、中村区平池町四丁目一番三と同丁目一番二との境界線、同丁目五十一番十と同丁目五十一番八、同丁目六十番十二及び同丁目六十番五との境界線、同丁目五十一番七と同丁目二百五十二番との境界線、同丁目五十一番六と同丁目二百五十四番との境界線、同区下米野町一丁目五十五番一と同丁目五十五番二との境界線、ささしまライブ二十四土地区画整理事業区画道路十三―二号線、同区画道路九―一号線」に、「及び市道武平町線並びに」を「、市道武平町線並びに市道泉第七号線」に、「道路又は鉄道」を「市道牧野第四十六号線及び市道牧野第五十三号線以外の道路」に改める。

表大阪駅周辺・中之島・御堂筋周辺地域の項中「福島区の区域のうち、」の下に「福島一丁目の区域（」を、「府道大阪伊丹線以東の区域」の下に「に限る。）並びに福島六丁目及び七丁目の区域（大阪駅大深西地区土地区画整理事業の施行区域及び大阪都市計画都市高速鉄道西日本旅客鉄道東海道線支線の区域に相当する区域に限る。）」を、「北区の区域のうち」の下に「、豊崎六丁目及び七丁目、中津一丁目から三丁目まで及び五丁目、大淀中一丁目並びに大淀南一丁目の区域（大阪都市計画都市高速鉄道西日本旅客鉄道東海道線支線の区域に相当する区域に限る。）及び大阪都市計画道路広路四御堂筋線の東側端線に相当する線以西の区域に限る。）及び大阪駅大深西地区土地区画整理事業の施行区域に限る。）」を加え、「、梅田一丁目から三丁目まで、」を「並びに梅田一丁目から三丁目までの区域並びに」に、「大阪都市計画道路Ｉ・三・九本庄西天満線の東側端線に相当する線」を「市道裁判所東筋線、市道鳥居筋線」に改め、同項の次に次のように加える。

大阪ビジネスパーク駅周辺・天満橋駅周辺地域	大阪市中央区の区域のうち、大阪都市計画道路都島阿倍野線の東側端線に相当する線と都島区と中央区との区界線との交会点を起点とし、順次同区界線、大阪城と城見一丁目との境界線及び同東側端線に相当する線を経て起点に至る線で囲まれた区域 大阪市中央区の区域のうち、市道赤川天王寺線と都島区と中央区との区界線との交会点を起点とし、順次同区界線、北区と中央区との区界線、同区と浜東及び同区石町二丁目との境界線、同区石町二丁目と同区天満橋京町との境界線、同区石町一丁目との境界線、市道高麗橋線並びに市道赤川天王寺線を経て起点に至る線（道路にあっては、その中心線）で囲まれた区域
福岡都心地域	福岡市中央区及び博多区の区域のうち、那珂川と市道千鳥橋唐人町線との交会点を起点とし、順次同市道、市道長浜博多駅一号線、市道長浜博多駅二号線、一般国道二百二号線、市道今泉七百十号線、市道薬院六百四十二号線、市道博多駅草ヶ江線、市道博多駅前八十八号線、市道博多駅前九十三号線、市道博多駅南二千四百二十四号線、市道博多駅南二千四百八十二号線、市道博多駅東二千五百七号線、市道博多駅山王線、市道博多駅東二千五百二十九号線、県道博多停車場線、県道博多駅前線、市道博多駅前十号線、一般国道二百二号線、県道博多港線、市道博多姪浜線及び那珂川を経て起点に至る道路又は河川の中心線で囲まれた区域 福岡市博多区の区域のうち、港中Ａ―十五臨港道路と海岸線との交会点を起点とし、順次海岸線、那珂川の東側端線、市道千鳥橋唐人町線、市道築港本町四百七十五号線、市中Ａ―五臨港道路、市中Ｂ―四臨港道路、港中Ａ―十四臨港道路、市中Ｂ―七臨港道路、市中Ａ―三臨港道路、港中Ａ―十二臨港道路及び港中Ａ―十五臨港道路を経て起点に至る線（道路にあっては、その中心線）で囲まれた区域

表博多駅周辺地域の項を次のように改める。

表福岡天神・渡辺通地域の項を削る。

表備考第一号中「東京駅・有楽町駅周辺地域、環状二号線新橋周辺・赤坂・六本木地域、」、「新宿駅周辺地域」及び「、横浜みなとみらい地域、大阪駅周辺・中之島・御堂筋周辺地域」を削り、表備考第二号中「、横浜駅周辺地域」、「、川崎殿町・大師河原地域」及び「、名古屋駅周辺・伏見・栄地域」を削り、「、北九州黒崎駅南地域及び福岡天神・渡辺通地域」に改め、表備考第三号中「、東京臨海地域」を削り、表備考第四号中「、福山駅南地域及び博多駅周辺地域」を「及び福山駅南地域」に改め、表備考中第五号を削り、第六号を第五号とし、第七号を第六号とし、同号の次に次の一号を加える。

七　東京都心・臨海地域、品川駅・田町駅周辺地域、新宿駅周辺地域、渋谷駅周辺地域、横浜都心・臨海地域、川崎殿町・大師河原地域、名古屋駅周辺・伏見・栄地域、大阪駅周辺・中之島・御堂筋周辺地域、大阪ビジネスパーク駅周辺・天満橋駅周辺地域及び福岡都心地域　平成二十三年十一月十日

本則を第一条とし、同条に見出しとして「（都市再生緊急整備地域）」を付し、同条の次に次の一条を加える。

（特定都市再生緊急整備地域）

第二条　法第二条第五項の政令で定める地域は、前条に規定する東京都心・臨海地域、品川駅・田町駅周辺地域、新宿駅周辺地域及び渋谷駅周辺地域並びに次の表のとおりとする。

名称	地域
札幌駅・大通駅周辺地域	札幌市中央区、北区及び東区の区域のうち、市道東二丁目線と市道北九条線との交会点を起点とし、順次同市道、市道西二丁目線、市道北八条線、市道西五丁目線、市道南二条線、市道西四丁目線、市道南三条線、市道西五丁目線、市道南四条線、一般国道三十六号線、主要市道真駒内篠路線、市道大通南線、市道東二丁目線、一般国道十二号線、一般国道五号線、主要市道真駒内篠路線及び市道北五条線（主要市道真駒内篠路線及び一般国道五号線にあっては、その東側端線）で囲まれた区域